

平成 27 年

宝達志水町議会会議録

第 3 回定例会

平成27年 9 月 7 日 開会

平成27年 9 月11日 閉会

宝達志水町議会

本定例会に付議された議案件名

- 議案第44号 平成27年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第45号 平成27年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第46号 平成27年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第47号 平成27年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第48号 平成27年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第1号）
- 議案第49号 平成27年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第50号 平成27年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第51号 平成27年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第52号 宝達志水町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議案第53号 宝達志水町手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第54号 宝達志水町乳幼児、児童及び生徒の医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第55号 宝達志水町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について
- 報告第13号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率等について
- 認定第1号 平成26年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 平成26年度宝達志水町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 平成26年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 平成26年度宝達志水町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 平成26年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第6号 平成26年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第7号 平成26年度宝達志水町水道事業会計決算の認定について
- 認定第8号 平成26年度宝達志水町下水道事業会計決算の認定について
- 認定第9号 平成26年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定について
- 請願第7号 「平和安全法制」2法案に反対する意見書の提出を求める請願

平成27年9月7日（月曜日）

◎出席議員

2 番	寶 達 典 久	8 番	北 本 俊 一
3 番	久 保 喜 六	9 番	金 田 之 治
4 番	土 上 猛	10 番	小 島 昌 治
5 番	柴 田 捷	11 番	北 信 幸
6 番	林 一 郎	12 番	近 岡 義 治
7 番	守 田 幸 則		

◎欠席議員

な し

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	岡 田 正 人
主 任	燕 啓 介

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	津 田 達
副 町 長	松 浦 敏 昭
教 育 長	勝 二 信 隆
総 務 課 長	米 谷 勇 喜
危機管理室長	越 野 好 則
情報推進課長	藤 本 清 司
企画振興課長	近 岡 和 良
企画振興課長 (総合計画担当)	松 栄 忍
住 民 課 長	松 原 富美男
税 務 課 長	村 井 康 志

健康福祉課長	村井仁志
こども家庭室長	藤井弥生
農林水産課長	一家剛
地域整備課長	谷川弘一
学校教育課長	村山敬一
学校教育課長 (管理指導担当)	荒井一彦
生涯学習課長	安達大治
文化財室長	村井伸行
会計課長	定免敏彦
志雄病院事務局長	高島信夫

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第44号 平成27年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第45号 平成27年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第46号 平成27年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第47号 平成27年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第48号 平成27年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第49号 平成27年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第50号 平成27年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第51号 平成27年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第1号）

- 日程第12 議案第52号 宝達志水町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第53号 宝達志水町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第54号 宝達志水町乳幼児、児童及び生徒の医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第55号 宝達志水町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 報告第13号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率等について
- 日程第17 認定第1号 平成26年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第2号 平成26年度宝達志水町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第3号 平成26年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第4号 平成26年度宝達志水町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第5号 平成26年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第6号 平成26年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第7号 平成26年度宝達志水町水道事業会計決算の認定について
- 日程第24 認定第8号 平成26年度宝達志水町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第25 認定第9号 平成26年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定について
- 日程第26 請願第7号 「平和安全法制」2法案に反対する意見書の提出を求める請願
- 日程第27 議案に対する質疑
- 日程第28 町政一般についての質問

日程第29 決算特別委員会の設置及び同委員の選任

日程第30 委員会付託

◎開会・開議

○議長（林 一郎君） ただいまから平成27年第3回宝達志水町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（林 一郎君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第127条の規定によって、4番 土上 猛君、3番 久保喜六君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（林 一郎君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月11日までの5日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 異議がありますので、起立により採決いたします。

本定例会の会期を本日から9月11日までの5日間とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立多数です。したがって、会期は本日から9月11日までの5日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（林 一郎君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、「外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情」及び「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書」の2件の陳情書をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、監査委員から、平成27年7月分に関する例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、今定例会の説明員の職・氏名は一覧表としてお手元に配付のとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

◎提出議案の上程・説明

○議長（林 一郎君） これより、本日提出のありました議案第44号 平成27年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）から認定第9号 平成26年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定についてまでを一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 本日ここに、平成27年第3回宝達志水町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り、心から御礼を申し上げます。

開会に当たりまして、町政を取り巻く諸情勢について述べさせていただくとともに、本定例会に提案いたしました諸議案の概要について、順次、説明を申し上げます。

まず、防災対策について申し上げます。

この夏も日本列島では台風などの影響により、大雨や強風による人的、物的被害が発生し、全国各地において大きな爪痕を残しました。特に、7月の台風11号では、近畿地方で24時間の積算雨量がこれまでの観測記録を更新し、平均の7月1カ月間に降る雨量を上回る大雨となり、また8月の台風15号では、沖縄県石垣島で観測史上最大の71.0メートルの最大瞬間風速を観測するなど、猛烈な強風を観測するとともに、局地的に1時間に80ミリを超える猛烈な雨となりました。

このように今までの想定をはるかに超えた猛烈な強風や、50年に一度と言われている記録的な大雨が全国各地で発生するなどの異常気象は、いつ発生しても不思議ではない状況にあります。

町の防災対策としましては、今後の災害発生に備え、避難勧告の判断・伝達マニュアル等の町防災計画の見直しや10月より正式運用の予定である国の災害情報共有システム「Lアラート」の活用などにより、さらなる防災・減災対策の充実・強化に向け取り組んでい

くこととしております。

次に、社会保障・税番号制度について申し上げます。

社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、住民票を有する全ての町民に10月より通知カードが送付され、また、来年1月からは本人の申請等により個人番号カードが交付されることになっております。

マイナンバー制度は、社会保障、税、災害対策の各分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものであります。この制度は、行政の効率化はもとより国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現するものであります。

本町にあっては、セキュリティ対策に万全を期したシステムの改修や制度に対応した条例・規則等の見直しを行うなど、マイナンバー制度の円滑な導入に向け、関係部署が連携し準備を進めております。

今後も町民の皆様マイナンバー制度を広く知っていただくため、町広報、ホームページ及びケーブルテレビなどを活用して、制度の円滑な実施に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、地方創生について申し上げます。

政府は6月30日の閣議で、地域経済の再生を通じた人口減少の克服を目指す当面の政策として、「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」を決定し、地方創生に意欲的な自治体に新型交付金を配分するほか、都市部の高齢者に地方移住を促す「日本版C C R C」構想、官民一体で観光地と地域資源の一体的なブランド開発を支援する「日本版DMO」の形成などが柱となっており、平成28年度予算編成に反映されることとしております。

基本方針は、地方経済の低迷の背景には、東京圏への若者の流出による人材不足や生産性の低さがあると指摘しており、平成32年までに地方で30万人分の若者の雇用を創出する総合戦略の目標達成に向け、平成28年度から事業を本格化させるとしたところであります。

基本方針の目玉となる新型交付金は、先駆的な取り組みを実施する自治体に自由度の高い予算配分を実施し、これまでのような縦割りによる事業や経費の節約を緩め、複数の自治体や官民が共同で実施する高齢者移住のモデル事業などを対象としております。

あわせて交付金を配付した自治体には、定期的に事業の進捗度を見直すプロセスの導入を求め、この財源については各省庁所管の補助金を見直すことで捻出することとしており

ます。

本町にあつては、総合戦略と人口ビジョンにつきまして、第1回まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議を8月10日に開催し、6月に実施しましたアンケート結果の概要、これまでの本町の取り組みを報告し、町の基本目標等を提案したところであります。また、庁内各課の職員からなる専門部会を設け、基本目標に向けての事業について検討を進めております。

今後、今月末を目途に人口ビジョンを策定するほか、県の総合戦略を勘案し、国・県と連携するなど、地域の実情に応じた総合戦略を来年2月までに策定することとしております。

次に、国の平成28年度予算概算要求について申し上げます。

平成28年度の政府予算は、6月30日に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針2015」で示されております経済・財政再生計画の初年度の予算であることから、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むとともに、歳出全般にわたり、平成25年度予算から平成27年度予算までの安倍内閣の歳出改革の取り組みを強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとしております。

先月末に締め切られました平成28年度予算の各省庁からの概算要求では、一般会計の総額が過去最大の102兆4,000億円で、2年連続で100兆円の大台を突破したところであります。これは国の借金返済に充てる国債費や医療・年金など社会保障関係費が過去最大に膨らみ、成長戦略など重点施策に優先配分する3兆9,000億円の特別枠はほぼ満額の要求となったところであります。

地方自治体の重要な一般財源であります地方交付税にあつては、景気回復に伴う地方税収の上振れを見込み16兆4,266億円で、平成27年度予算に比べ2.0%減の減額要求となったところであります。

また、総務省が発表しました平成28年度の地方財政の課題としましては、4つの課題を挙げております。

1点目として、経済・財政再生計画を踏まえ、国の取り組みと基調を合わせて歳出の重点化・効率化に取り組むとともに、一般財源の総額については平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとし、また、地方交付税については極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、総額を適切に確保するとと

もに、臨時財政対策債の発行抑制に努めることとしております。

2点目として、地域経済好循環推進プロジェクトなどの取り組みをさらに加速化させ、地域経済の好循環の拡大を推進するとともに、まち・ひと・しごと創生事業費について恒久財源を確保し、地方団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組めるよう支援することとしております。

3点目として、地方税の応益原則等を踏まえつつ、人口減少、高齢化が進む中で、持続的な成長を可能とする社会の実現を目指す観点から、地方税収を確保しつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を適切に対応することとしております。

4点目として、行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進、自治体情報システムのクラウド化の拡大などの業務改革を推進するとともに、公共施設等総合管理計画の策定、地方公会計の整備、公営企業会計の適用拡大など、地方団体の財政マネジメント強化を図ることとしております。

本町にあっても、これら4つの課題を受けて、また、今後の財政状況に鑑み、平成28年度予算編成作業を例年より前倒しで進めることとしており、今年度策定いたします「第3次行財政改革大綱」と「町の総合戦略」とが車の両輪となって、全庁一丸のもと、一層の財政健全化と地方創生の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、我が国の経済情勢について申し上げます。

内閣府による8月の月例経済報告によりますと、景気の判断基調は、「景気はこのところ改善のテンポにばらつきもみられるが、緩やかな回復基調が続いている」としております。先行きについては、雇用・所得環境の改善傾向が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されるとしております。

しかしながら、中国経済をはじめとした海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクや金融資本市場の変動に留意する必要があるとされております。

このような経済状況下における本町の財政状況についてであります。平成26年度の決算につきましては、一般会計において繰越明許費を差し引いた実質収支額が4億5,999万円の黒字となっております。

また、決算に基づく主な財政指標につきましては、実質公債費比率が18.6%から1.7ポイント減少し16.9%になり、将来負担比率については144.3%から2.4ポイント減少し、141.9%に改善したところであります。

以上のように、本町の財政状況は行財政改革の推進により、着実に構造的な改善が進ん

であり、今後も「集中と選択」を旨とした財政運営を基本に、行財政改革大綱の着実な実行のもと、効率的で将来にわたり持続可能な自治体運営の実現に努めてまいりたいと存じます。

それでは、今定例会に提案いたします平成27年度の補正予算関係8件、条例関係4件、報告・認定10件について、順次、御説明申し上げます。

議案第44号 平成27年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,281万4,000円を追加し、総額を76億3,203万7,000円とするものであります。

歳出の主なものといたしまして、今補正で最も大きいものは、平成26年度決算で生じた剰余金を後年度の財政負担の軽減を図るため、減債基金へ積み立てるとともに、さらなる財政健全化の推進を目的に、公債費において地方債の繰上償還を実施するための所要の経費を追加するものであります。

目的別では、総務費において番号制度の運用における庁内ネットワーク設定に要する経費や法人町民税の確定申告に伴う予定納税の還付金を追加するものであります。

民生費では、三世代ファミリー同居・近居促進事業として、新たに三世代での同居、又は近居を始めるための住宅の新築等を行う者に対する補助金を追加するほか、申請件数の増加に伴い、自立支援型住宅リフォーム推進事業費補助金を追加するものであります。

農林水産業費では、新たに宝達地区と聖川地区が中山間地域等直接支払制度に取り組むための活動経費や、広域農道の聖川地内においてイノシシによる農道法面の掘削被害に対する修繕経費を追加するものであります。

商工費では、宝達山頂公園トイレ整備事業における給水設備工事等の増嵩経費のほか、町バス運行業務に要する人件費を追加するものであります。

消防費では、消火栓の漏水修繕に伴う工事負担金を追加するほか、法改正に伴う地域防災計画の一部修正に要する経費などを追加するものであります。

教育費では、特別な支援が必要な児童に対し、学習活動上のサポートを行うため、新たに宝達小学校に特別支援教育支援員を配置するための経費や、宝達中学校図書室の一般開放に伴う管理指導員業務に要する経費を追加するものであります。

災害復旧費では、農林水産施設災害復旧費として、荻谷地内の此ノ田池のゲート復旧や、林道所司原線等の路肩部復旧に要する経費を追加するものであります。

財源となります歳入予算については、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、繰入

金、繰越金、諸収入、町債を充てるものであります。

次に、議案第45号 平成27年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,044万5,000円を追加し、総額を19億2,038万円とするものであります。

歳出につきましては、前年度療養給付費等負担金の確定に伴い、国庫支出金等の返納金を追加するほか、平成26年度決算で生じた剰余金について、国民健康保険基金条例に基づき、国民健康保険基金へ積み立てるため所要の経費を追加するものであり、歳入につきましては、繰越金を充てるものであります。

次に、議案第46号 平成27年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、平成26年度決算で生じた剰余金における財源調整をするものであり、後期高齢者医療保険料及び繰越金において財源組み替えを行うものであります。

次に、議案第47号 平成27年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,159万3,000円を追加し、総額を17億8,143万3,000円とするものであります。

歳出につきましては、前年度事業確定に伴う国・県支出金等の返還金を追加するものであり、歳入につきましては、支払基金交付金の精算による追加交付金、介護給付費準備基金繰入金、繰越金を充てるものであります。

次に、議案第48号 平成27年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ405万4,000円を追加し、総額を4,690万8,000円とするものであります。

歳出につきましては、平成26年度決算で生じた剰余金について、一般会計への繰出金として所要額を追加するものであり、歳入につきましては、繰越金を充てるものであります。

次に、議案第49号 平成27年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正の主なものとしたしましては、収益的収支において県の定める責任水量の引き下げによる原水費の減額のほか、本年度の人事異動に伴う経費等について所要の予算措置

を講ずるもので、収益的収入において502万円、収益的支出において395万6,000円をそれぞれ減額するものであります。資本的収支においては、消火栓の改修工事、管路の耐震化対策に伴い本年度予定している荻谷地区の老朽管布設替工事の施工区間延長による所要額を追加するもので、資本的収入において150万円、資本的支出において326万1,000円をそれぞれ追加するものであります。

次に、議案第50号 平成27年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、収益的支出において133万3,000円を追加するもので、本年度の人事異動に伴う経費について所要の予算措置を講ずるものであります。

また、資本的収支において、それぞれ2,100万円を追加するもので、資本的支出において志雄浄化センター汚泥処理施設改修工事の人件費、資材費等が高騰したことにより所要額を追加するものであり、資本的収入においては企業債を追加するものであります。

次に、議案第51号 平成27年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、本年5月と6月に志雄病院に対して2件の寄附があり、資本的収入において寄附金1,123万8,000円を計上するとともに、本年度購入を予定しておりました内視鏡に係る企業債1,000万円を減額し、寄附金との財源組み替えを行うものであります。

続きまして、議案第52号 宝達志水町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、町が保有する特定個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、情報提供等記録を含む特定個人情報に対する必要な保護措置を講じること、並びに本法律との整合性を図るため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第53号 宝達志水町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、交付した通知カード及び個人番号カードの再交付等に係る手数料の額を定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第54号 宝達志水町乳幼児、児童及び生徒の医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児、児童及び生徒の医療費窓

口の完全無料化を実施するため、給付方法及び給付額等について見直し、また、題名及び本文中「乳幼児、児童及び生徒」を「子ども」と改めるなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第55号 宝達志水町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため児童の医療費窓口の完全無料化を実施するため、給付方法及び給付額等の見直しを図るため、所要の改正を行うものであります。

報告第13号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率等についてであります。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により報告するものでありますが、平成26年度決算に基づく指標は、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともこれまでと同様に実質赤字額、資金不足額が生じていないため、該当がありません。

先ほども述べましたが、実質公債費比率では16.9%と昨年度の18.6%から1.7ポイント減少いたしました。これは繰上償還による元利償還金及び準元利償還金の減少の影響が大きいことによるものであります。

また、将来負担比率につきましては141.9%と昨年度の144.3%から2.4ポイント減少いたしました。主な理由といたしまして、一般会計の地方債発行額は統合中学校建設事業により極めて多額であったものの、繰上償還の実施により地方債現在高を抑制したほか、勤続年数が長い職員の退職による退職手当負担見込額の減少によるものであります。

なお、公営企業における資金不足比率につきましては、資金不足が生じていないため、該当なしとなっております。

このように、平成26年度決算の指標は実質公債費比率及び将来負担比率ともに4年連続で改善されておりますが、依然として他市町より高い数値であることには変わりがない状況であります。

人口の減少や少子高齢化による人口問題、本年度から普通交付税が段階的に縮減されるなど、今後ますます厳しい財政運営が強いられることから、より一層の行財政改革の推進、公債費の繰上償還の実施など、将来を見据えた財政の健全化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、認定第1号から認定第9号までにつきましては、平成26年度の各会計の決算について、地方自治法第233条第3項並びに地方公営企業法第30条第4項の規定により決算審

査における町監査委員の意見を付して、決算書及び主要施策の成果等の説明書を提出し、認定を賜りたいとするものであります。

以上、案件の提案理由を御説明させていただきましたが、何とぞ慎重なる審議の上、適切なる決議を賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（林 一郎君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎議案に対する質疑

○議長（林 一郎君） ここで、議案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 質疑がないようでございますので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

◎町政一般についての質問

○議長（林 一郎君） 次に、一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定による一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

3番 久保喜六君。

〔3番 久保喜六君 登壇〕

○3番（久保喜六君） 久保喜六です。今回私は2件質問したいと思います。

まず1件目として、当町の広報、情報発信についてお聞きしたいと思います。

現在、当町での広報、情報発信と言えば、ホームページ、月1回の町報、ケーブルテレビなどですが、近年の情報取得の方法やニーズの多様化が進む中で、町長は自治体広報の役割についてどのようにお考えでしょうか。

私は、今後の地域情報の受発信の可能性について、いま一度目的、役割の整理を行うとともに、その現状と課題を捉え検討してみたいと思います。

その中でも、例えば交流サイト、SNSと言われるものです。ソーシャルネットワーキングサービスのフェイスブック、ツイッターなどの導入を検討してはいかがでしょうか。県内では19の市町で、10の市町が既に導入していると聞きます。現在、当町でも公民館事業、オムライス事業、そしてほっぴーさんなどの一部の事業でフェイスブックを導入しているのは知っていますが、町全般の情報や災害情報なども含んだ情報発信をしてみたい

かがでしょうか。既に導入している他の市町を参考にし、導入に向けての町長若しくは担当課長の所見をお伺いしたいと思います。

また、最近では北陸新幹線が開業して、多くの観光客が当町に訪れると思われま。県内でも多くの施設で公衆無線LANが使用できるようになってきています。当町でも一部のコンビニやガソリンスタンドで利用可能になっていますが、町の公共施設や観光施設での無線LANの整備についてはどのようにお考えでしょうか、併せてお聞かせください。

2件目にお聞きしたいのは、いじめについてです。

今春開校した宝達中学校ですが、初の統合中学校ということもあり、生徒たちのコミュニケーション、環境の変化などで何かと大変かと思われま。最近の報道を見ていると、若年層、特に中学生のいじめによる自殺などが起きているのをよく目にします。中でも原因の一つとして、ラインなどのSNSで仲間外れによる要因が増えてきていると思われま。私も中学生、小学生の保護者の1人として大変危惧している次第でございます。

そこで教育長、担当課長にお聞きしたいと思います。当町でのいじめの実態、そして予防策などをお伺いしたいと思います。

以上2件をお聞きして一般質問を終わります。

○議長（林 一郎君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 久保議員の御質問にお答えいたします。

まず、自治体広報の役割についてであります。行政側の情報等を広く住民の方々に知ってもらうことが重要であるというふうに考えております。

当町では、広報、ホームページ、ケーブルテレビ等で情報を発信しております。近年はインターネットの普及など、ホームページ等で情報を取得する人の割合が大変多くなってきております。利用者と地域情報等を円滑に共有するため、昨年度ホームページをリニューアルしまして、掲載できる情報容量を増加するとともに、利用しやすい内容といたしております。

観光サイト、行政サイトへのランディングページを新設し、区分をわかりやすくし、また、フェイスブックの利用、スマートフォンへの対応のほか、防災情報を集約したページを特設するなど、住民の立場からのサービスの向上を図ったところであります。

今後は、情報が古い、少ないなどの理由によりホームページ自体に魅力がなくなることがないように、今まで以上に広報ホームページ委員会の活用を図り、職員の育成にも取り

組んでまいりたいというふうに考えております。

また、ホームページのみならず、広報紙等でも行政情報を一方的にお知らせするだけではなくて、どうすれば住民の方々に興味を持っていただけるかということも念頭にニーズを意識し、情報発信をしていきたいというふうに考えております。

次に、公衆無線LANの整備についてであります。現在、当町では公共施設で唯一、のと里山海道の志雄パーキング上り、下りのPHV充電スタンドとございますが、直接コンセントから充電できるタイプのハイブリットカーの充電スタンドでございますけれども、この付近で無線LANが利用できることとなっております。

今後の公共施設、観光施設での整備については、施設の利用人数のことも考慮した上で、必要な箇所があれば整備を検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、細部につきましては所管の課長から御説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（林 一郎君） 教育長 勝二信隆君。

〔教育長 勝二信隆君 登壇〕

○教育長（勝二信隆君） 久保議員の御質問にお答えいたします。

ラインなどが要因と見られるいじめにつきましては、今年度1件の報告を受けております。関係児童や保護者に対しては、学校の組織的な対応をしており、他の生徒にも学年集会を設け指導をし、再発防止に努めております。

ラインに限らずいじめ問題の予防策といたしましては、各学校が策定したいじめ防止基本方針に基づき、いじめ問題対策チームを常設し、いじめ問題の早期発見・早期対応に向け、迅速かつ積極的な対応を行うほか、学校内組織の整備や教育相談体制の充実を図るよう努めております。

いじめ対応アドバイザー、スクールカウンセラー、養護教諭を積極的に活用し、相談に当たったり、道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行っております。迅速な対応を心がけ、PTAの会合等を通じて連携を図り、保護者にも働きかけていきます。学校は児童・生徒に対して毎月アンケートを実施し、情報収集するとともに、「児童・生徒理解のための会」を持ち、児童・生徒の状況について情報交換に努めております。

ライン等のSNSにつきましては、保護者が見えないところで問題が発生するため、想定される問題について知ってもらいたいとのことから、今年度、羽咋郡市内の各小・中学

校のPTA役員、青少年育成指導員の方々を対象とした石川県青少年健全育成羽咋郡市ブロック会議において、「ゲーム、ネット、スマホ、ライン」という題材でグループ討論し、問題意識を促しております。

また、石川県教育委員会が作成した「ホッとネット大作戦」というパンフレットを各小・中学校の全保護者に配布し、注意喚起を行っております。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） 情報推進課長 藤本清司君。

〔情報推進課長 藤本清司君 登壇〕

○情報推進課長（藤本清司君） 久保議員の御質問にお答えします。

交流サイトSNSを導入してはどうかということですが、近年、フェイスブック、ツイッターなどのソーシャルネットワーキングサービス（SNS）が普及しています。SNSとは、インターネット上で友達や仕事関係の知り合いなどとコミュニケーションを図るサービスです。

中でも、フェイスブックは利用者の多い交流サイトであります。このサイトでの情報発信は、町のイメージアップ、町と利用者双方とのコミュニケーションの活性化にもつながり、有意義であると考えております。

現在、当町では町の公式フェイスブックの登録はありませんが、観光部門ではオムライスの郷、ほっぴーさん、教育委員会では公民館、宝達スポーツクラブのフェイスブックにより情報を発信しております。町ホームページ上でリンク先を添付してあります。

今後は、公式フェイスブックの活用に、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） 次に、5番 柴田 捷君。

〔5番 柴田 捷君 登壇〕

○5番（柴田 捷君） 私は、第1次宝達志水町総合計画の検証、北陸新幹線対策及び国民健康保険について、津田町長に質問いたします。

まず、第1次宝達志水町総合計画の検証についてお尋ねいたします。

第1次総合計画は、来年度、策定から10年の計画期間を迎えます。昨年、平成26年第4回定例会におきまして、第2次総合計画の策定について町長のお考えをお聞きいたしました。その答弁を踏まえ、町長の見解をお聞きします。

第2次総合計画の目標年次である平成28年度を来年に控え、策定作業の進捗をお聞きし

ます。

次に、第2次総合計画は、第1次総合計画の検証のもとに策定されると思いますが、これまでの取り組みの評価をどのように捉え、基本目標等に対する達成度、今後の課題と対策についてお聞きします。

また、計画期間を平成31年度に延長した宝達志水町まちづくり計画との関連について、どのようにお考えなのかお聞きをいたします。

次に、北陸新幹線対策についてお尋ねいたします。

北陸新幹線金沢開業から半年になります。開業効果は観光面で一段と高まっています。能登では奥能登や和倉温泉が好調と言われております。本町への観光客の入り込みはどのようになっているのでしょうか。本町に来てくださる方を増やすには、当町の強みである豊かな地域資源を最大限に生かし、独自性を強調した他にない施策の展開に取り組まなければなりません。本町が展開している施策が妥当なものになっているのか、見直すことも重要と考えております。

町が進めている施策について、提案も含め、町の方針をお聞きします。

まず、宝達山の整備計画については、寄り道パーキング等の整備状況と今後の計画はどのようになっていますでしょうか。

次に、オムライスの郷プロジェクトについて、地域おこし協力隊による取り組みの内容をお聞きします。また、オムライスの郷としていかに情報発信されるのかもお聞きします。例えば、本町を縦断する国道や里山海道、駅等に標識板の設置など、目に訴える施策も必要ではないでしょうか。

3点目は、観光スポットについて。

本町には国・県・町指定の文化財が多数あります。中には歴史の道百選の白ヶ峰往来のように県や町をまたぐ史跡もあります。これらの文化財を活用した観光スポットを巡るお勧めコースを設定し、観光客に魅力のあるモデルコースや散策コースの情報提供ができないものでしょうか。

4点目は、今年度の新規事業であるガソリン割引シールラリーの利用状況は低調と聞きますが、利用条件を緩和することができないか、利用促進に向けた方策をお聞きします。

最後に、情報発信については、町のホームページの充実は欠かせません。例えばトップページ等を工夫して、誰にでもわかりやすく簡単に検索できるようにならないものでしょうか。

最後に、国民健康保険についてお尋ねします。

国民健康保険事業は、独立採算を基本とし、財源を保険税と国庫負担金などで補っております。本町の国民健康保険財政については、平成24年度、税収等の歳入不足から税率及び税額について改正され、財政健全化に向けた取り組みが行われました。

その後、平成26年及び27年に地方税制の一部改正により、低所得者対策の拡充と課税限度額の見直しが行われました。国民健康保険は今日まで市町村が個別に運営してきましたが、平成30年より県が財政運営の責任主体となって市町村の事務の効率化と広域化など、国民健康保険制度の改革が予定されており、これらの動向も注視しなければなりません。

このような状況のもと、今定例会において平成27年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算が提案されました。

内容は、歳入歳出予算の歳出に国民健康保険基金積立金4,941万円余りを積み立てるというものであります。この国民健康保険基金については、本定例会に上程されました平成26年度決算書によると、平成26年度末現在高は5,500万円余りとなっており、27年度末基金の予定額は1億円を超える高額になると考えられます。

そこで町長の見解をお聞きいたします。基金積立金の基準はどのようになっていますか。先に実施しました国民健康保険税改定の上げ幅が大きかったのではないかと。来年度、国民健康保険税の引下げ等の配慮ができないものでしょうか。

次に、過去に一般会計から法定外繰入金があったとすれば、一般会計に還元する必要があるのでしょうか。

最後に、国民健康保険財政について将来の見通しをお聞きし、一般質問を終わります。

○議長（林 一郎君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 柴田議員の御質問にお答えいたします。

まず、総合計画についてであります。昨年の第4回町議会定例会にもお答えしたとおりでございます。総合計画は町の全ての計画の根幹となる町の上位計画でございます。来年度が最終の年でございますが、諸情勢の変化によりまして、現在、次期の計画の策定について、期間、内容、構成等について協議、検討をしているところでございます。

と申しますのも、まちづくりに関しましては、総合計画と表裏一体であります宝達志水町まちづくり計画が終期を5年間延長しまして平成31年度とし、また、昨年度末から全国一斉に取り組み始めました総合戦略ですが、今年度中に策定すべく現在鋭意取り組んでお

り、その内容は総合計画やまちづくり計画の中の人口減少対策に特化したものでありまして、その意味でこれもまたまちづくり計画であることには間違いなく、この終期も平成31年度となっております。

このように方向性を一にするも、その期間が異なる「まちづくり」なる複数の計画が存在することから、どこかの時点で一本化を図る必要があると考えております。

また、総合計画の策定につきましては、これまで法律で義務づけられておりましたが、法律の改正により、各自治体の任意となりました。これらを総合的に判断いたしますと、現総合計画の終期をまちづくり計画や総合戦略の終期と同じくし、平成32年度から一本化したまちづくりのための新たな総合計画をスタートさせることが適当ではないかというふうに考えております。

ただ、総合計画の期間を延長するにしましても、これまでの10年間について検証し、そこで浮かび上がる課題等について、短期的に取り組み可能なものは総合戦略の中で対応するとともに、長期的に対応すべきものは新たな総合計画の中に反映させてまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、しかるべきときに改めて議会に方向性をお示ししなければならぬというふうに思っておりますので、また御理解のほうよろしくお願いいたします。

次に、新幹線対策についてであります。3月の開業によりまして、石川県内への観光客数は昨年と比較して増えており、その中でも奥能登ではNHK連続ドラマ「まれ」の放映も相まって、その効果が顕著に現れてきているようであります。

しかしながら、本町での4月から6月における観光客数調査では、千里浜なぎさドライブウェイ以外の観光施設等で約1割減少しておるという状況でございます。

のと里山海道の無料化以来、国道159号線、249号線の交通量が半減しております。このことは、本町への入り込み数の減少を意味しておりまして、加賀藩十村役「喜多家」を例にいたしますと、本年4月から7月までの入場者数は686人で、前年度同期の1,133人に比べ39.4%減少しております。

一般客、団体客の区分で見ますと昨年は一般客50%、団体客45%に対しまして、本年度は一般客80%、団体客14%となっております。団体客が激減しており、大半は本町を素通りして能登を目指しているというふうに思われております。本町といたしましても、団体客の方々にも本町に寄っていただけるような環境整備が必要であるというふうに思っております。

それにはまず、今浜インターに降りていただくため、ダイヤモンド能登ホテル跡地の有効活用を図る必要があるというふうに思っております。できるだけ早い時期に実施に向けた計画を策定したいというふうに思っております。

また、県は新幹線効果を県内隅々まで行き渡らせるというふうに言っておりますけれども、ここ口能登、中能登、西能登につきましては、現実には厳しい状況にあります。一步、一步、着実に効果が出るように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

1点目の御質問であります寄り道パーキング事業についてであります。山頂から日本海の雄大な景色を眺めることができることから、利用者が気軽に立ち寄れる眺望箇所になるように、宝達山山頂公園地内に普通車6台分の駐車スペースと観光案内サイン等を石川県により整備していただきました。

また、休養施設「山の龍宮城」のテラスを約1.4メートル拡幅しました。それに併せまして、高さ3メートルの展望デッキも同時に整備され、「寄り道パーキング宝達山」として8月14日に供用開始しております。なお、この寄り道パーキング事業につきましては、今年度限りの事業であります。

町が策定しました宝達山整備計画では、今年度中に「寄り道パーキング宝達山」に隣接して、ドーム型の常設トイレを整備するほか、来年度以降は山頂公園駐車場、あるいは休憩所（パーゴラ）の整備などを予定しています。昨年度策定した辺地総合整備計画による有利な財源を活用して、平成31年度までの5年間で順次、整備することとしております。

2点目の地域おこし協力隊による取り組みについてであります。人口の減少及び少子高齢化が進行する昨今、都市住民を積極的に受け入れ、定住や定着を図り、地域の元気づくりや地域活性化の新たな展開を目指すため、近年、全国的に普及しております。本町においても、今年度より取り組みをスタートさせたところであります。

本町では、オムライスの郷プロジェクト実行委員会が運営する地域おこしの拠点であります。コミュニティカフェ「オムライスの郷」の店長兼プロジェクトリーダーとして8月10日付で1名を嘱託職員として採用いたしました。現在は、コミュニティカフェに来店されたお客様と接しながら、人と人とのつながりを大切に、人脈の裾野を広げるとともに、本町特有の地域性を学んでいただいているところであります。今後は、プロジェクトリーダーとして、さまざまな情報や人脈等を通じて、地域の活性化に寄与していただきたいと思います。

町を元気にするためには、あくまでも地域の人であり、地域の人はどうしたいかという

ことであり、また、地域おこし協力隊は、その地域の活性化に協力をする方だと認識しておりまして、その発想・行動力を借りて、実行委員会や加盟店、行政が一体となる意識を持つことが大切であるというふうに思っております。

オムライスの郷の情報発信についてであります。ソフトの面においては本年3月1日に実施した合併10周年記念北陸くいしんぼ広場の開催、MRO旅フェスタ2015の参加を含め、県内各地で開催されるイベントへの出店をはじめ、オムライス教室の開催、テレビ、新聞、雑誌等の各種メディアにも多数取り上げていただいているなど、積極的にPRを行っているところであります。

ハード面においては、昨年3月に聖川交差点付近の案内標識にオムライスをPRしたほか、今年6月には今浜海浜トイレ前に「オムライス町」と書かれたPR看板を設置したところであります。

3点目の魅力あるモデルコースや散策コースについてであります。本町には国指定文化財2件、県指定文化財6件、町指定文化財70件と文化庁歴史の道百選の白ヶ峰往来など、数多くの文化財を有しており、町ホームページには、喜多家や岡部家は個別に掲載していますが、その他の文化財については、一覧表での記載となっております。

今後は、町が誇る文化財も観光振興策として海や山の自然などに加え、興味を持ってもらえるように、わかりやすく町のホームページに掲載し、観光資源としても関係部署を連携させ、訪問者に向けた十村屋敷や桜などをテーマにしたモデルコースや散策コースとして提供していきたいと考えております。

4点目ののと里山海道途中下車促進事業についてであります。本町への立ち寄りを促すため、石川ナンバーのレンタカーで訪れ、町内飲食店や観光施設などを利用した観光客に対し、給油代金を1リットル当たり50円値引きするものであります。

事業を開始した7月には、金沢駅や空港周辺のレンタカー店のみリーフレット等を配布していましたが、なかなか浸透せず、8月に入り県内各所のレンタカー店、ホテル、観光地等にもPRチラシを配布したほか、直接出向宣伝によるPR活動を行ってきたところであります。

しかしながら、8月末の時点では3台の利用で、いまだ低調であるということから、リーフレットの設置場所をさらに増やすとともに、出向宣伝にも力を入れ、利用条件の緩和も検討し、観光客の誘客と消費喚起に努めてまいりたいというふうに考えております。

5点目の町ホームページの充実策についてであります。久保議員にもお答えいたしま

したが、町の情報発信のため、町内四季折々の観光資源のトップページの掲載等のほか、タイムリーな情報提供と細やかな情報発信をしております。また、コンテンツについても順次見直しを図り、改善しながら、簡単でわかりやすく検索できるよう順次、改善してまいりたいというふうに考えております。

次に、国民健康保険の財政運営についてであります。平成23年度において国民健康保険基金が底をつき、借入れもできなかったことから、赤字補填として一般会計から法定外の繰入れを行いました。また、保険税につきましても、平成24年度に税収の伸び悩みや被保険者の高齢化に伴う医療費の高騰などから、今後の療養給付費に支障を来すと判断し、税率の改定を行いました。

1点目の基金積立金の基準についてであります。町の国保基金条例には基準はありませんが、財政基盤の安定・強化の観点から、過去に国が示した通達では、過去3年間の医療給付費の平均値の100分の5以上に相当する額が一般的な積立ての基準とされており、本町に当てはめると、医療給付費の近年の平均は約11億円であることから、積立額は約5,500万円となります。

2点目の先に実施した税改定の上げ幅が大きかったのではないかと、来年度の保険税の引下げ等の配慮ができないかについてであります。先の平成24年度の税率改定の際には、平成23年度までの医療の伸び率から段階的な税率引上げが必要としておりましたが、その後は税率改定は行っておりません。

その要因として、歳入では、前期高齢者交付金の増額が挙げられます。これは保険者間の負担の不均衡を是正するため、65歳から74歳までの前期高齢者の加入率の全保険者平均を基準として、前期高齢者の加入率が低い保険者は納付金を納付し、高い保険者には交付金が交付される制度であります。

歳出では、最も懸念された保険給付費の伸びが抑えられています。見込みではほぼ横ばいとしていましたが、24年度から26年度までの伸び率はマイナス8.6%となっております。

これらにより、平成24年度からの単年度収支が黒字化し、法定外繰入れを含め約1億円余りの積立金となっております。

保険税率の引下げについては、26年度の保険給付費が前年比約1億円、率で1割の減額となりましたが、平成27年度の第1四半期の保険給付費の状況を見ますと、前年同期と比較しますと約1割の増となっていることから、今後の医療費の動向等を注視しながら、国民健康保険運営協議会の意見もお伺いし、安定的な財政運営ができるように税率を決定し

てまいりたいというふうに考えております。

3点目の過去の一般会計からの法定外繰入金について還元の必要性があるかについてありますが、23年度に赤字を補填した法定外繰入金分は今後も収支の黒字化が続くようであれば、平成30年度の広域化までに戻す予定であります。一般会計においては、今後、普通交付税の削減など、大変厳しい財政運営を迫られていることから、返還時期及び方法は、今後の医療費の動向、決算状況等を考慮し決定したいと思っておりますが、基金基準を超える分を一般会計へ返還する予定であります。

4点目の国保財政の将来見通しであります。国民健康保険は高齢化の進展、医療技術の高度化による医療費の増加、就業の多様化による所得水準の低下など大きな構造的な問題を抱えていることから、国は制度改革を進めており、財政支援の拡充や平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を図ることとしております。

町といたしましては、医療費の抑制・適正化などをさらに推進するとともに、国における国保の広域化への協議状況を見極めながら、健全な財政運営の維持に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） 次に、2番 寶達典久君。

〔2番 寶達典久君 登壇〕

○2番（寶達典久君） 寶達です。議長よりお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。

私は、コミュニティバスの試験運行について、そして末森城の整備と観光対策について質問いたします。

4月からコミュニティバスの試験運行が実施されていますが、利用者が非常に少ない印象を受けます。町民の方からも必要性を疑問に思う声を頻繁にうかがいます。公共交通の利便性向上やスクールバスの有効活用を目指すための試験運行かと思いますが、利用者が余りにも少ないのが現状です。また、かつて町内で運行されていた路線バスが利用者が少ないために廃止になった経緯も併せて考えれば、試験進行を現状維持することには大いに疑問があります。

そこで、コミュニティバスの試験運行を見直す必要があると考え、質問をいたします。

まず、試験運行の目的をお示しく下さい。

次に、試験期間中の経費はどの程度かお示してください。そして1日平均の利用者数はどの程度か、また利用者が少ないと思われる現状について、どのような理由によるとお考えかお示してください。

また、試験運行において、現時点でどのような成果が得られたとお考えかお示してください。

さて、コミュニティバスの準備に当たっては、特に経路の設定に難しさがあったのではないかと感じます。コミュニティバスは町内の全ての地域を公平に回った上で、主だった公共施設や商業施設を巡られるような経路を考えなければなりません。これを少ないバスでこなす必要がありますから、利用者が目的地へ滞りなく到着できるようにするのは、相当難しいことと思います。

バスのメリットとは、多くの人を目的地に少ない迂回で運べることですが、現在の運行体制ではこれを実現できません。人口が少なく、人口密度が低い我が町において、公共交通需要に応え、広い地域を少ない迂回で運行することが可能なのはデマンドタクシーではないでしょうか。コミュニティバスは必要な路線に再編成した上で運行し、デマンドタクシーの利便性向上を図るために、運行体制の充実を図るのが望ましいと思いますがいかがでしょうか。

次に、末森城の整備と観光対策についてお尋ねします。

今年、人気漫画「花の慶次―雲のかなたに」に登場する前田慶次と奥村助右衛門が描かれたポスターが作成されました。2人は当町で繰り広げられた末森城の戦いで佐々成政率いる1万5,000の兵に落城寸前まで追い込まれながらこれを撃退した前田軍の中心人物です。この戦いは、加賀百万石の礎となり、また、少数の軍勢による逆転劇として全国的に知られる合戦でもあります。

歴史的価値ある古戦場の昔をしのび、末森城を訪れる人が少なからずあるものの、山城であったために、山道は荒れて草は生い茂り、多くの人にとって訪れやすいところとは言えません。

近年、多くの観光客で賑わう古城は美しく、まさに観光地として整備がされています。末森城は山城であり、また遺跡の価値をも考えれば、現代的な設備を尽くした整備はできないと思いますが、多くの人に歴史的価値を広め、訪れてもらう工夫の余地はあるのではないのでしょうか。

末森城を訪れた人には、荒れ果てた荒廃城という印象を持つ方もあるようですから、ま

ず城の遺構を良好に保ち、必要があれば早急に保護する必要があると考えますが、現状は
いかがかお尋ねします。そして、文化財の価値を損ねない範囲で整備を行うのが望ましい
と考えますが、いかがでしょうか。

また、末森城の戦いで佐々軍が本陣を置いたと伝えられる坪山砦、良好な遺構が存在す
る御館館跡についても、発掘調査の成果を生かし、同時代に存在した重要遺跡として統合
的な整備を行うとともに、これら3つの遺跡を巡る勉強会を実施すれば、中世、近世にお
ける当町の歴史的価値の周知に役立つと思いますが、いかがでしょうか。

次に、末森城に関する情報発信についてです。

末森城をはじめ古戦場を訪れる人は、合戦に至った経緯や合戦の戦闘経過、参戦した有
名武将について興味のある方が多いと考えます。末森城の戦いでは、ポスターに描かれた
前田慶次と奥村助右衛門をはじめ、一番槍の殊勲を挙げた富田重政、笹の才蔵こと可児吉
長等、全国的に有名な武将が多く参戦したと伝えられております。

現在、町のホームページには末森城に関する記事がほとんどありません。観光地を訪れ
る際には、まずインターネットで情報を得ようとする人が多いこの時代において、不十分
な状態であると言わざるを得ません。

末森城の戦いに関しては、発掘資料のほか、文献や町で製作した図もございます。こう
した資料を用いて情報発信を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

末森城をはじめ、我が町には歴史的資産が多くあります。これらの資産を観光資源とし
て十分に活用するために、整備や情報発信に役場の関係部署が連携して積極的に取り組む
ことを望み、私の質問を終わります。

○議長（林 一郎君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 寶達議員の御質問にお答えいたします。

まず、コミュニティバスについてであります。本年4月に開校した宝達中学校のスク
ールバスの運行の空き時間を有効活用し、町民の新たな生活の足となるように、町内全域
を3コースに分けて、試験的に現在運行しているところであります。

その試験運行において、現時点でどのような成果が得られたかとの質問でございますけ
れども、利用者の約6割が老人福祉センター宝寿荘への利用ということになっております
し、また、町内の商業施設やJA、あるいは駅へ、また病院への利用も約4割ございます。
日常生活に必要不可欠な施設への利用も多い結果となっております。

特に、宝寿荘利用者につきましては、昨年度まで1日1便の送迎でございましたけれども、現在1日2便となっていることから、利用者の幅が広がるとともに、経路上に存在する宝寿荘以外の施設への移動も可能というようになっておりまして、利便性の向上につながってくるのではないかとこのように考えております。

しかし一方では、乗車時間が長い、それから利用しにくいという御意見もあることから、今後の検討課題の一つというふうに思っております、ここは当然改善してまいりたいというふうに考えております。

また、デマンドタクシーのほうが利便性が高く、運行経費の削減につながるのではないかとこの御質問でございますが、デマンドタクシーはコミュニティバスとは異なりまして、ドアからドアへの移動ができるものであります、乗車人員に制限があるなど、それぞれの特性や利点があるために、一概に利便性を比較することは困難ではなかろうかというふうに思っております。

今後の利用状況なども踏まえまして、より効率的で効果的な運行体制を確立できるように努めてまいりたいというように考えております。

また、コミュニティバスを必要な路線に限り運行し、デマンドタクシーの利便性向上を図ってはどうかとの御質問であります、試験運行は本年4月に開始してから5カ月余りしか経過しておりません。年間を通じた利用状況を把握した上で、来年4月以降の本格運行にはより利便性の高い運行を開始したいというふうに考えております。

また、デマンドタクシーの運行方法につきましても、コミュニティバスの本格運行後の利用状況などを注視しながら検討してまいりたいと、このように考えております。

なお、コミュニティバスの本格運行につきましては、通学バスの有効活用、住民の方々への利便性、費用対効果などの兼ね合いを見極めて対応しなければならないというふうに考えております。

次に、末森城の整備と観光対策についてであります、現在までの保存整備については、末森山に広がる城跡は、全て個人の方々が所有されており、県指定史跡の全てを所有者個人による管理・公開をお願いすることは難しいために、宝達志水町が代表して除草作業を主とした管理・公開を行っております。

まず、史跡としての状態についてであります、城が築かれてから430年を過ぎております。中世の城としては良好な状態であるとされております。今年度においては、県内外からの訪問者の安全対策として、豪雨被害で損傷していた末森城の登山用道路の修理を

施したところであります。

今後も末森城跡の環境を配慮した管理を行いまして、訪問者の安全と景観の確保を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、文化財としての価値を損ねない整備についてであります。国指定の史跡の例では、文化庁の指導のもと、史跡保存管理計画を定め、国による計画承認を得て史跡の環境整備事業が実施されております。県指定の史跡においても町の方針による整備計画を立て、県教育委員会の承認を必要としております。

現在のところ、県の指定の史跡についての補助事業というのではないというふうに聞いておりますので、財源の絡みもあり、どの程度町として実施できるか、今後の検討課題として進めてまいりたいなというふうに思っております。

次に、同時期の遺跡の整備についてであります。町内に散在する城や砦跡は伝承を含めて50カ所近く報告されておりますが、町が学術調査を実施したのは末森城跡、御館館跡、坪山砦などの城館であります。全ての城跡は個人の所有地であることから、整備については今後の検討課題ということになろうかと思っております。

次に、遺跡を巡る勉強会についてであります。町内の史跡や地域の文化財を巡る学習会は、公民館事業等で開催しております。

観光用の企画などの情報発信については、関係部署の連携により対応してまいりたいというふうに考えています。

細部につきましては、所管の課長から御説明をさせますので、よろしく申し上げます。

○議長（林 一郎君） 企画振興課長 近岡和良君。

〔企画振興課長 近岡和良君 登壇〕

○企画振興課長（近岡和良君） 2番 寶達議員のコミュニティバスの試験運行についての御質問にお答えをいたします。

まず、試験運行期間の経費でございますけれども、現在、宝達中学校のスクールバスの運行の空き時間という時間的制約や、一体的な管理運営等をしていく必要がある関係上、コミュニティバスとスクールバス、それぞれの運行を包括的に契約しており、運行管理に係る事務の効率化を図っているところでございます。

そこで、コミュニティバスの試験運行における経費はどの程度かという御質問でございますけれども、先ほど申し上げた契約のうち、1,106万8,000円が試験運行に要する経費となっており、運転手の人件費や燃料費等が主なものでございます。

また、利用者数が少ないのではないかとの御質問ではございますけれども、試験運行を開始した本年4月から7月末時点の1日平均の利用者数は全体で30.1人です。その内訳といたしまして、主に押水地区を巡回する「まちなか押水コース」は17.2人、主に志雄地区の平野部を巡回する「まちなか志雄コース」は6.8人、主に志雄地区の山間部を巡る「やまぎわコース」は6.1人という利用状況になっております。

各コースにおきまして、公共施設や駅、商業施設、病院などといった行き先を設けており、利用者の目的に応じて有効にコミュニティバスが利用されていると認識をしているところでございます。

宝寿荘につきましては、昨年度まで専用の送迎バスを運行しておりましたが、その利用状況を比較しますと、4月から7月末時点で、昨年度は1,614人の利用者数であったのに対しまして、今年度は1,489人となっております。こうした利用者が減少している理由といたしましては、先ほど町長答弁にもございましたとおり、乗車時間が長く、約90分近く乗車しないと目的地まで行くことができないというような要因も一つと考えており、利用の足かせとなっているのではないかというふうな懸念をしているところでございます。

ただし、宝寿荘全体の利用者数も減少傾向にあるため、一概にコミュニティバスの運行内容のみが要因の全てではないというふうにも考えておりますけれども、こうした検討事項につきましては、十分協議を重ねながら、来年4月を予定しております本格運行の内容に反映してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） 2番 寶達典久君。

〔2番 寶達典久君 登壇〕

○2番（寶達典久君） コミュニティバスについて、答弁の中で、宝寿荘や駅、病院について、今申したようなところについては、利用者が一定あるということでしたけれども、そういったところではある程度の不便を感じながらも行く方は今までもあって、新しいバスができたからそれを利用して行っているということではないのかなと思うのですね。

それで、端的に言うと、ああいう大きなバスを何人かのために走らせるような必要もあるのかなと思うのです。スクールバスの有効活用と言いますけれども、主の目的はスクールバスなのです。そのスクールバスとしての運行において、何百人の生徒たちを輸送している、その時点でもう有効には使えているのではないかなと思うわけです。それを日中の空き時間を活用しようというのは、いい考えではあるとは思いますが、あれだけのサイズ

のバスが必要であるのかとも思います。

宝寿荘や駅、病院、そうした多くの方が利用している場所に対して、集中的に利用可能な路線ですとか、そういったものをもっと工夫して考えられれば、乗っている方もそうですし、乗らない方も、あのバスが必要とされているのかどうか、そういう考えが今のところ疑問ですね。必要とされているかどうかということ、それを解消できるようなことにもなると思います。

有効活用、昼間無理して使う必要はないのではないかと。それともっと集中的に運行できないのかということをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（林 一郎君） 企画振興課長 近岡和良君。

〔企画振興課長 近岡和良君 登壇〕

○企画振興課長（近岡和良君） 實達議員の再質問にお答えをいたします。

先ほどの答弁の中にも少し説明をさせていただきました。平成27年度中に試験運行するというので、その中で今後の利用状況なども含めて来年度以降検討したいということでございまして、あくまでも試験運行の中で来年度の路線の検討もしたいというふうに思っております。

人数的には少ないというような御指摘もございますけれども、デマンドタクシーとの関連を申しますと、デマンドタクシー1台を追加した場合の経費も500万円弱ということで、結構、経費のほうもかかるというような実情もございます。

そうした中で、運行便数もデマンドタクシーは全部で26便、現在運行しております。その中にそういった追加の便ができるのかどうかも含めまして、コミュニティバスとデマンドタクシー、どういった形で有効に利用できればいいかということを試験運行期間中にまた考えてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（林 一郎君） 次に、10番 小島昌治君。

〔10番 小島昌治君 登壇〕

○10番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、以下3点について一般質問をいたします。

最初の質問は、現在、参議院で審議されている安全保障関連法案に対する町長の態度についてであります。

町長の態度をただすのは、私が街頭からマイクを持って演説をしていると、宝達志水町の多くの町民の方々が、安心して暮らしていきたい、戦争はやめてほしい、そのためには

戦争をするための法律はつくってほしくないという切実な願いを訴えてくるからであります。

小・中学生でも「戦争反対」と言って私の宣伝カーを通り過ぎて行きます。私たちは地方政治に携わる政治家であっても、その願いを実現する任務を持っていると考えるからであります。

現在、安倍首相や与党は「戦争法案ではない。国民の命と暮らしを守る法律だ」と言い張っています。しかし、問題となっている法案は、アメリカが起こすあらゆる戦争に自衛隊が参戦、軍事支援するものであります。それは法案の中身でも明らかであります。

これまで非戦闘地域に限定していたアメリカ軍への後方支援を戦闘地域にまで広げる、そして日本がどこからも攻撃されていないのに、集団的自衛権を発動してアメリカ軍とともに海外での武力行使に乗り出す、これが戦争法案でなくて何なのでしょうか。

戦争に行きたくないこの戦争法案に反対する若者たちを「極端な利己的考え」と攻撃した与党の衆議院議員がいましたが、このこと自体、戦争法案と告白したようなものであります。

さて、これまでの国会での論戦で3つの点が破綻しています。

第1は、法案の根幹部分について政府が整合的な答弁ができなくなっていることであります。テレビなどでよく安倍首相が集団的自衛権の具体例として、パネルまで持ち出して日本人を輸送するアメリカ軍の艦船の防護なるものを言い募っておりました。そのために必要なのだと。しかし、数日前の国会答弁で、防衛大臣が「日本人が乗っていないだけでも集団的自衛権行使はあり得る」と答弁していました。

また、あれだけ繰り返した安倍首相のホルムズ海峡の機雷の掃海・除去についても、イラン政府が国際的な共同の発展の中で、ホルムズ海峡の封鎖などあり得ないと否定する中で、首相もその理由は言えなくなりました。なぜ集団的自衛権が必要なのかの具体例としたものが、どれもうそ、でたらめだったことが明らかになってきています。立法事実がなくなってしまったのであります。

第2には、戦争法案がアメリカ軍への自衛隊の軍事支援が歯止めを持たないことが明らかになったことであります。

例えば、アメリカ軍への軍事支援の際に、自衛隊がどんなものを運ぶことができるのかが衝撃的に明らかになっております。毒ガス兵器や、はては核兵器などのような非人道兵器も、この戦争法案上は何でも運べるということでもあります。憲法9条のもとでこんなこ

とが許されないのは明らかです。

第3は、自衛隊の制服組のトップの地位にある統合幕僚長のもとにある部署が、戦争法案の成立を前提にさまざまな項目について極秘に検討を行うばかりか、今年の総選挙後すぐに統合幕僚長が渡米し、この戦争法案の成立後には日本の自衛隊がアメリカ軍の指揮のもとに事実上入るような検討が始められることを示唆してきたことであります。

戦前は、天皇の統帥権のもとで軍部が独走しました。今はアメリカ軍の指揮下で自衛隊が暴走しているような状況であります。これが進めば真っ先に犠牲になるのは決まって若者であります。だから戦争法案廃案という幅広い国民の運動が巻き起こっているのです。

自民党の歴代の5人の首相、総理大臣や4人の自民党幹事長、歴代の内閣法制長官、また、最高裁判官の判事、最近では最高裁判所の元長官など、これまで保守政治を支えてきた重鎮までをも巻き込み、戦争法案反対が叫ばれています。また、9割の憲法学者、1万3,000人を超える全国の学者研究者もこの運動に加わり、加えて30の都道府県で若者主催のデモや抗議の宣伝が取り組まれ、どこでも数人の呼びかけがSNSなどで広がり、かつてない運動が起こっています。大学内で学者と学生の共同も広がり、全国90の大学で戦争法案廃案の学内集会が取り組まれています。

また、金沢市にもありますが、「どの子ども殺させない」を掲げて立ち上がった子育て中の若い母親の集まりである「ママの会」、広島や長崎の自民党の県議会議員が日本共産党の県議や市町村議と一緒に、またナショナルセンターの違いを越えた労働組合や宗教団体の方、また、全国の自治体病院協議会会長の邊見公雄さんなど、この戦争法案は医療機関は公私を問わず戦闘要員を優先するように暗示していると。医師も軍医として招集されかねない。真に国民を守るためには、戦争法案放棄、憲法9条しかないと述べ、海外で戦争をする国へと暴走する与党を止めるため、国民が団結しようと呼びかけておられます。

戦後70年、憲法の平和・民主主義の理念が広く深く定着していることを示しています。1960年、70年の安保闘争は、政党や労働組合中心の運動でありました。今の動きは、個人個人が主権者として立ち上がり、民主主義の危機に立ち向かい、それを政党や労働組合が支えています。一過性でない新しい国民運動が生まれ、生き生きと発展しています。「戦争法の廃案へ向けたうねりの裾野は広く、根は深く張っている」と佐藤 学学習院大学教授が指摘しています。それはこの宝達志水町にあっても、行動すれば感じることもできるものとなっています。津田町長には政治家として、この流れを見定めることができるかど

うか、戦争法案への態度を問うものであります。

次に、今年4月と8月実施された介護保険制度の改悪についての町の対応についてお聞きするものであります。

今年4月に改悪された介護保険制度改悪の第1は、特別養護老人ホームへの入所が原則、要介護3以上の介護度の人となったことであります。介護度が要介護2以下の方々でずっと入所を待っていた方々もおられるはずですが、これらの方々はどうなったのか、施設入所のための待機者として外された方はどれだけおられるのか、教えてください。

次に、4月に改悪された介護保険の第2は、介護の基本報酬部分の4.48%の報酬引下げであります。この引下げの意味は、全国で新たに特別養護老人ホームの建設計画があったところで、その計画が撤回されたところも出てくるほどの影響ある引下げであります。

九州地方のある県では、報酬改定実施前の3月末までに21事業所が閉鎖になったと報道されてきました。これに特定事業所集中減算の拡大が追い打ちをかけています。居宅介護支援事業所が作成したケアプランのうち、紹介先が特定の事業所に集中した場合減額されます。これまでは訪問介護や通所介護、福祉用具貸与で集中割合が9割超でありました。これを集中割合を8割にまで下げ、対象を医療系サービスの、特に訪問看護にまで広げることが深刻さを増しています。施設にとっては、このために年間600万円の減収になるという施設も現れています。介護サービスを受けている人にとっては、医療と介護の連携を断ち切られることにもつながっています。町にある介護施設の減収は、診療報酬引下げによる影響額はそれぞれどれだけか教えてください。

また、3月に衆議院の厚生労働委員会で、厚生労働省の三浦老健局長が「施設の減収分を補填する目的での利用者からの施設管理費の徴収の引上げは認められない」と答弁しておりましたが、各施設ではどのようにこの減収分を補填されたのか、どのように、どれほど補填できたのか教えてください。

次に、先月8月から改悪された介護保険制度についてであります。所得金額が160万円、年金額で言いますと280万円以上の方が介護利用料金が2倍となりました。8月の介護報酬の請求書が、その方々にそろそろ届く頃だと思いますが、どのような驚きと怒りの声が町に寄せられているか教えてください。

8月に改悪された介護保険の2つ目は、ショートステイや介護施設の多床室の部屋代の値上げです。月額1万5,000円を超す値上げだという声も届いておりますが、実際はどれだけの値上げになったのか教えてください。

8月に改定、改悪された3つ目は、補足給付の対象の厳格化であります。補足給付とは、それまで介護の一環としてあった食事や施設居住費が介護保険外に徴収されることになり、平成17年に一律に入所者に費用負担が課せられるようになりました。しかし、この制度改悪によって低所得者の方が施設に入所できない、そんな人が出ないようにと、同年につくられた制度が補足給付制度であります。施設に入所している本人が非課税ならば利用できたのに、今度は配偶者も非課税でないと利用できなくなったり、所得税の非課税である遺族年金や障害年金も年金収入として勘案されたり、預貯金の額によって利用できる、できないが決められるようになりました。

これによって、県内のある特別養護老人ホームの多床室に入所している要介護5の方の場合、施設利用料金と食費と居住費で、この補足給付が外されたために、月々3万6,000円だった方が9万7,000円になり、月々6万円以上負担が増えた方も現れています。どれだけの方が補足給付を外され、外された後の実態はどうなっているのか、つかんでおられるのなら教えてください。

今回の介護保険制度の改悪は、制度を利用する方とその家族にとって非常に深刻です。町はこれにどう対応するかが問われます。まず町が介護保険制度利用者に税金の申告をきちんと勧めることが重要です。宝達志水町は介護保険利用者にとっては、所得税の障害者控除が利用しやすい県内有数の町であります。いいところです。障害者に準ずるとなれば、年金額が245万円まで住民税はかからなくなります。住民税がかからないようになると、介護保険料や医療費窓口負担限度額、介護保険負担限度額、インフルエンザ接種料金など大きく違ってきます。

また、年金収入が180万円なら、3万円の医療費を超えたら、医療費控除の対象になる場合があることなど、医療や介護や福祉の総合的な軽減制度の活用を紹介できる職員の配置も重要ですが、いかがでしょう。

この問題の最後は町長にお聞きします。高齢者の方々や障害を持つ方々は、この10年間だけ見ても大変な負担の増加策が国の制度改悪によって図られてきました。平成16年は年金法の改悪による年金削減と、介護保険料の値上げ、平成17年は先ほど紹介した介護施設居住費と調理コストの自己負担の導入、平成18年は介護保険軽度者によるサービスの制限、平成20年は70歳から74歳の方の医療費の2割負担の導入、平成25年のさらなる年金額の引下げや平成26年の年金引下げと消費税の増税など、高齢者の方々には負担能力を超える公共料金の増額が押しつけられてきました。

10年前までならば住民税が非課税の方が、今は多くの方々が住民税を支払わなければならなくなり、そのことによって、住民税を支払うことによって介護保険料から医療費の窓口負担までさらに大きく負担が押しつけられています。こんなときに、せめて介護保険が安心して利用を受けられる状態に我が町の高齢者の方々はあるのかどうかの実態調査が必要だと思います。同時に、実態調査をする前にも少なくとも介護保険料や利用料金の町独自の軽減策が必要だと考えますが、いかがでしょう。

次に、宝達志水町の防災の取り組みについてお聞きします。

町の防災行政無線を利用した防災の取り組みが、町民の間で話題となっています。夏でも聞き取るのが難しい運動会のスピーカーのような拡声器による音声放送は、冬の寒いとき、雨や暴風のときに、あの放送は聞こえないのではないかと、震度7の地震が想定されているのにどうしてスピーカーが設置されている電信柱は大丈夫なのか。防災行政無線という一つのシステムだけで住民にいろんな情報の周知徹底は困難ではないのかという不安であります。

もちろんいい評価もされている声もあります。東日本大震災のときに被災した方々が、ラジオによって情報を得て多いに助かったという教訓があります。防災行政無線でのスピーカーを使ったシステムと、東日本大震災で威力を発揮したラジオによる情報の提供の組み合わせを実施すれば、住民に周知徹底がより前進するのではないかと、これが町民の方々から提起されていることなのだと私は考えております。

危機管理室では、防災行政無線での取り組みの限界をどのように考えておられるのかお聞きします。

次に、私が所属するこの議会の総務産業建設常任委員会が、今年7月初め、新潟県十日町市を視察して得たラジオでの防災や被災した後の住民への情報周知について紹介し、質問いたします。

平成16年10月、中越大震災がこの十日町市を襲いました。翌年4月に地域の被災状況やきめ細かな生活関連情報を発信して、被災者の避難生活を支えたいという思いからつくられたのが、地域FM局「FMとおかまち」です。開局後は、生活、ビジネス、娯楽、行政など地域のニュースが中心に構成されているようです。災害時には、この地域FM放送がJ-アラートと連動して、緊急割り込み放送を流すこともできます。

十日町市はこのFMラジオの受信機を基本的には無料で、4年間に合併特例債も利用し約2億円をかけて2万世帯に設置いたしました。十日町市では人口約5万8,000人の市の

全域に緊急時放送や地域交流放送が受信可能となっています。あまり外に出ないひとり暮らしの高齢者の方々にも大変喜ばれているシステムであります。

実は、お隣のかほく市にも「FMかほく」が開局され、かほく市・津幡町・内灘町をエリアに放送されています。災害時には各市や町との防災協定により緊急放送が入ります。

ただ、FM局は放送法上、行政が主体となって運営できないという面もあります。官民共同の取り組みと連携が必要だと思います。そのため、宝達志水町においては、防災の取り組みの充実強化のためには、FMラジオ局を運営していくための法人やNPOを立ち上げてくれる人を組織していく必要があると思います。さて、被災した地域の方々からの教訓を町政にも反映させていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

宝達志水町で考えられているあらゆる災害時を想定し、そのときに全ての町民への情報提供が徹底できる体制づくりが必要です。今日紹介したのはFMラジオを使った十日町市とかほく市等の取り組みであります。行政と町民を含めた協働した研究が求められていると思いますが、いかがでしょうか。

以上。

○議長（林 一郎君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

まず、安全保障関連法案への態度についての御質問でございますが、平和安全法制整備法案及び国際平和支援法案のいわゆる安全保障関連法案については、去る7月16日に衆議院本会議で可決されまして、現在、参議院において審議中でございます。

安全保障の問題は国民・町民の安全に直結する重要な問題でありますので、私も重大な関心を持って情勢を注意深く見守っているところでありますが、この問題、国の外交、防衛等に関する国政レベルの問題でございます。国会が十分議論を尽くし、判断すべきものであることから、地方自治体の一首長としての意見を述べるべきではないというふうには思っております。

次に、介護保険制度についての御質問でございますが、年金制度や介護保険法の改正による高齢者を取り巻く環境は、生活に直結した問題であります。厳しい状況にあることは認識しております。このため、真に必要としながら十分な介護保険サービスを受けることができないといった状況は、これはどうしても避けなければなりません。

介護保険利用者の負担の軽減といたしましては、国では消費税による公費の投入をし、

低所得者の保険料軽減を行う仕組みを設けております。平成27年度では第1段階について、保険料基準額に対する割合を0.5から0.45に軽減しております。消費税が10%に引き上げられる平成29年4月からは、市町村民税非課税世帯全体を対象として完全実施する予定であり、第1段階では基準額に対する割合は0.3へ、第2段階では0.75から0.5へ、第3段階では0.75から0.7へと軽減されます。

なお、町では介護保険利用者負担額減免取扱要綱及び介護保険料減免取扱要綱を定めており、災害による損害を受けた場合や生計維持者の失業や死亡等により収入が著しく減少した場合など、利用者の実情に応じて減免の運用をすることとしております。

次に、宝達志水町の防災の取り組みについてであります。災害に強いまちづくり、安全・安心なまちづくりを目指して、災害時あるいは災害発生時に備えた情報の収集と周知を適切に行うため防災行政無線を整備いたしております。

しかしながら、防災行政無線だけでは全ての町民に緊急情報を伝えることは不可能であることから、多種多様な情報伝達が必要であります。このことを踏まえ、新たに災害情報共有システムを導入することといたしております。これは国が進めている事業で、通称「Lアラート」と言われていますが、10月から正式運用の予定で、避難勧告、避難指示等の災害情報がテレビ、ラジオ、ネット等にも配信されるようになります。

次に、町民を含めた研究会についてであります。現在あります防災士会、消防団等関係機関の意見を聞きながら、さらなる防災体制、情報伝達の強化に努めてまいりたいというふうに考えております。

なお、詳細につきましては所管の課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（林 一郎君） 危機管理室長 越野好則君。

〔危機管理室長 越野好則君 登壇〕

○危機管理室長（越野好則君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

防災行政無線を使った防災の取り組みでの限界をどのように感じているか、また、全町民に必要な防災情報を提供する必要は感じているかとの質問でございますが、防災行政無線は町内一斉に防災情報等を伝達する手段の一つとして整備しております。ですが、近年の住宅は密閉率が高く、室内では外部の騒音等がほとんど聞こえないつくりとなっており、室内の方々への伝達方法が必要であると前々から感じておりました。

そのため、今年度、防災行政無線の聞こえにくい方への対策として、放送の内容が電話

で確認できるよう整備しました。これは29-2288番を電話していただければ、防災行政無線で放送した内容を音声で知らせるシステムとなります。また、災害情報の登録者も町ホームページで開始しており、これは災害情報を携帯電話等にメールで知らせるシステムとなります。

さらには、町長も先ほど答弁いたしました。災害情報共有システムのことでございます。これは通称「Lアラート」と称しますが、総務省が全国的に進めている事業で、石川県内各市町が全て加入し、本年度から試験運用を開始しております。正式運用につきましては、今年の10月1日からとなる予定でございます。

このシステムは、情報発信をする行政が災害時の避難勧告・避難指示等の情報を入力すると、メインサーバーに蓄積され、情報を伝達する放送事業者がメインサーバーより情報を引き出し、テレビではテロップとなりますが、また、ラジオでは緊急放送ということになります。そういう情報を発信するシステムでありまして、このシステムを導入する効果としましては、情報発信者となる行政はテレビや携帯電話、ネットなど、多種多様なメディアを通じて確実、迅速に住民へ情報提供ができます。また、地域住民は身近なメディアを通じて、確実、迅速に情報を入手することが可能となります。

現在、情報伝達者として登録されている事業者は、テレビ局ではNHK、北陸放送、テレビ金沢、石川テレビ、北陸朝日テレビの5社、ラジオ局ではFM石川、FMN1が登録されております。今後、町内で災害時の避難勧告・避難指示をメディアを通じて室内で情報を入手することも可能となります。

議員御指摘のとおり、防災機器等の整備をしても防災対策が万全とは言い切れません。防災機器等を操作する職員の育成や体制づくりが必要と常々感じており、現在検討中でございます。

以上で答弁を終わります。

○議長（林 一郎君） 健康福祉課長 村井仁志君。

〔健康福祉課長 村井仁志君 登壇〕

○健康福祉課長（村井仁志君） 小島議員の介護保険制度に関する御質問にお答えいたします。

まず、4月の制度改正により、特別養護老人ホームへの入居者が原則要介護3以上に限定されたことにつきましては、施設側から入居待機者の方々に対して要介護1及び2の方は施設入居ができなくなる旨の連絡をいたしております。

平成26年度3月末現在、特別養護老人ホーム入居待機者のうち、要介護1の方は36人、要介護2の方は28人、合計64人おいでましたが、これらの方々が待機者から外れることになりました。

しかし一方で、要介護1又は2の方であっても、在宅において日常生活を営むことが困難なやむを得ない事由がある場合、施設への特例的な入居が認められることになっております。

この特例入居の制度については、町から各施設に周知しており、4月以降、施設から特例入居の要件の判定に係る意見書の提出により、町に意見が求められたものは7件あり、そのうち特例入居に該当するものは6件で、全て要介護2の方でした。

次に、介護施設の減収はどれほどかという御質問でございますが、4月からの介護報酬改定により施設サービス費の単価が見直されております。これによる減収分を一定のモデルケースで試算しますと、介護老人福祉施設の入居者全員が介護4、認知症対応型共同生活介護、グループホームの入居者全員が介護2であると仮定した場合、いずれも計算上は入居者1人ひと月当たり1万4,000円の減収と算定されます。

例えば、定員90名の介護老人福祉施設であれば、ひと月当たり129万6,000円の減収になり、また1ユニット9人のグループホームであれば、ひと月当たり12万9,600円の減になると試算されます。

次に、介護保険サービス利用料の負担割合が1割から2割になったことについてでございますが、利用者負担については、これまでは所得にかかわらず一律サービス費の1割とありましたが、制度改正により65歳以上の方のうち、負担能力がある一定以上の所得の方の負担割合は2割となりました。

8月1日現在、65歳以上の1号被保険者のうち、介護認定のある方870人のうち負担割合が2割の方は41人で、4.7%となっております。

今回、介護認定のある方全員に負担割合証を交付しておりますので、交付後、20件ほどの問い合わせがありました。その内容といたしましては、この「割合証は何か」「どうすればよいのか」というものが多く、「なぜ2割になるのか」という問い合わせもございましたが、制度改正の内容を説明し、理解をいただいております。

ケアマネジャーからの聞き取りでは、2割負担となってもこれまでどおりのサービスを継続している方が多いようですが、サービス利用の仕方を見直したいとの要望により、デイサービス利用時間を短縮した事例を1件聞いております。

なお、月々の利用者負担には世帯の所得に応じて1万5,000円から4万4,400円までの上限があり、上限を超えた部分は高額介護サービス費として支給されますので、2割負担になった方全てが負担割合が2倍になるわけではないことも併せて説明をしております。

次に、ショートステイや介護施設の多床室、相部屋の部屋代の値上げについてでございますが、8月分から町民税課税世帯の方々に対し、多床室の室料相当の負担を求める見直しがされました。

具体的な部屋代については、施設により多少異なりますが、多床室の居住費の基準費用額は1日当たり370円から840円に変更となりましたので、470円の増額となります。ひと月30日で換算し、1万4,100円の負担増となります。

次に、介護保険3施設やショートステイを利用する方の食費・部屋代については、御本人による負担が原則ですが、低所得の方については食費・部屋代の負担軽減を公費で行っています。これを補足給付と言いますが、制度改正により補足給付の対象となるか判断する際の要件に配偶者の課税状況や預金等の保有が追加されております。

8月末現在、補足給付の申請による認定件数は195件ございました。昨年の同時期では242件認定しておりますので、40人以上の方が配偶者の非課税要件、又は預金等の基準額要件を満たさないため、申請していないものと推測されます。

今回の制度改正により、これまで補足給付を受けていた方が対象外となった場合、負担がどれだけ増えるのかということでございますけれども、多床室に入居されている場合を例に、所得により利用者負担の軽減が違いますので、段階別にお答えさせていただきます。

ひと月30日換算として食費と部屋代の負担額でございますけれども、第1段階の方は9,000円から6万6,600円に変更となり、5万7,600円の増加となりますが、申請状況からこの変更となる方はいないと思われます。第2段階の方は、2万2,800円から6万6,600円に変更となり、4万3,800円の増額で28人、第3段階の方は3万600円から6万6,600円に変更となり、3万6,000円の増額で19人が対象になると思われます。

しかし、いずれも段階別の前年度申請者数の比較であり、年度途中の異動もあることから、変更となる方の数は正確には把握できておりません。

次に、大幅な負担増となった高齢者世帯の方々に対して、健康福祉課としてどのような対策を紹介してきたかとの御質問でございますが、まず税の申告の指導でございますが、介護保険制度にかかわらず福祉・医療の分野で利用者負担の減免や各種助成制度等を利用していただく際には、町民税の課税の有無や所得が基準額を超えていないかなどの調査が

行われますので、未申告の方が申請された場合、制度利用の判定に必要なことを説明し、申告をしていただくようお願いをしております。

次に、住民税非課税世帯となるための世帯変更、世帯分離等の紹介につきましては、世帯の状況はそれぞれに異なるものであり、世帯変更の届出はその実態に応じてなされるものです。相談があった中で、状況をお聞きし、世帯変更が適当と思われる場合には、そういった方法があることは御紹介しております。

最後に、医療・介護・福祉の軽減制度の活用紹介についてでございますけれども、幸い健康福祉課ではこれら3分野が同じ場所で執務しており、各担当が連携を取りやすい環境にありますので、医療であれば高額療養費の制度や障害者の医療費助成制度の紹介、介護保険における障害者控除対象の認定、障害者手帳を取得された際には、障害者控除や各種減免の紹介などを行っており、今後も住民の利益を考慮し、相談窓口サービスの向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） 時間が12時を回っていますけれども、質問の途中でございまして、もうしばらく協力のほどお願いします。

10番 小島昌治君。

〔10番 小島昌治君 登壇〕

○10番（小島昌治君） 大きな地震が来たときというのは、私、有線というのはあまり期待はできないなと思っているのです。要するに無線を利用しながら、防災無線で大きなスピーカーだけではなくて、ラジオというのも無線ですので、このラジオを利用していくというのは重要なことだと思っているのです。

その気になれば、ラジオを開局しようという人も、実は羽咋市には調べたらおいでなのです。羽咋市だけでなく、どうせなら、宝達志水町も含めたFMをやってくれないかと。かほくで今FM局をやっている方がいます。インターネットで見られたら、FMかほくのインターネットが見られたら、ホームページを見られたら、結構いろいろ詳しいことを書かれていますけれども、その開局するときには一体どれだけのお金がかかるか、どういうふうにやっていくかとまで、詳しく講義してくれているのですよ。大体500万円あれば開局できますよというようなことも含めてやっているのです。

でも行政はなかなかそれに手は出せないのですね。行政は放送法上できませんから、どう側面的にやっていくか、その気になれば住民に災害状況とか、被災したときにどうすれ

ばいいか、こっちに動け、あっちに動け、ここにこういうふうなものを必要とされている、ボランティアはどうしたらいいかということも含めて、ラジオはやっぱり必要だなと思っているのですよ。

そういう意味では、先ほど言われたLアラートでしたかね、それをラジオでやるというのはありますけれども、ラジオの普及というのが町でどれだけあるかというのは、恐らくつかんでおられないと思っているのです。

そういう意味では、せめて高齢者世帯の方々には、ラジオを提供する。そして町の放送もできるような、羽咋で今、FM局を開局しようと思っておられる人が一人おられるのですけれども、私も具体的に誰かとはつかんでいないのですけれども、ある情報でその気になったら入ってきたものですから、調べたら入ってきたので、それをちょっと連携とりながらやってみたらどうかなというふうな思いはあるのです。

そういう意味では、ラジオによる、無線による普及というのは、もうちょっと徹底して、住民も入れた研究をしていく必要があると思うのですけれども、町長はいかががお考えか。

2つ目は、介護保険、今親切な対応を健康福祉課で一生懸命やっておられるという話は聞いて、すごいなと思いました。私、町長にそれに基づいてお聞きしたいのですけれども、制度改悪によって簡単に1カ月何万円、何万円という形で1年にそれは何十万円ですよ。そういう形で制度改悪によってこういうふうになって、困っている、こんな声が出ているのだということを、県を通して制度改悪した人たちに伝えていく必要があると思っているのですよ。

一方的にやられて、一方的にそのまま黙って、何にも文句はありませんよという形ではなくて、それはやっぱり上げていく必要があると思いますので、ぜひそういう意思でやっていただきたいなという思いと、もう一つは、私は最近ずっと一般会計を見て、町長の努力もあるし、職員の皆さん方の努力もあるのですよ。年間の一般会計の収支、大体2億円、3億円、去年に至っては、平成26年に至っては4億5,000万円の黒字という形で紹介されましたけれども、これはいいことなのですから、でも、役場というのは企業ではないですよ。税金の役割というのは、私は資本主義社会においては、当然、貧富の差がどんどん広がっていくのですよ。税金は所得の多い人がたくさん出す、少ない人は少ないなりに出す。そうやって集めたものをもう1回再分配する、こういう機能が税金にはあると思っているのですよ。

5億円残せて住民は財政面ではいいのでしょうけれども、その5億円分住民は大変な思

いをするのですね。それをもう1回再分配して、住民に、所得の低いところに充てていく、私この役割というのは、行政が持っていると思っているのです。

せめて5億円、何億円とあるのですから、確かに繰上償還をやっていく必要もありますよ。それだけじゃなくて、やっぱり住民にそれは税金を使っていくという役割が、もうそろそろできるような財政状況になってきているのではないかなという判断をしているのです。

これからもっともっと減っていく財政状況があります。地方交付税がどんどんまた減っていくというのがあります。でも、それ減っていても、現在では皆さんが努力しているように、職員がどんと減ったために、この前も町長が答弁された、委員会で答弁されましてけれども、4億円分の職員の人件費を出さなくていいようになったでしょう。でも交付税が少なくなって、3億円分今度は少なくなって、2億円、3億円と少なくなって、その間の1億円分は十分やっていけるような、余計な財政の余らし方をやっているのですよ。職員の削減やっているのです。

そういう意味では、私はもうそろそろ税金を本来の所得の再分配という形で、住民に振り分けていく、そして住民を豊かにして、また税収を上げる、こういうやり方をもうちょっと見直す必要が、ここで方向転換していく必要があるのではないかな。一遍には無理でしょうけれども、そう思うのですがいかがでしょうか。

○議長（林 一郎君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 小島議員の再質問にお答えいたします。

行政情報を住民の方々に知ってもらおうということにつきましては、あらゆる手段を使ってやらなければならないということは十分承知しております。さくらチャンネルも大体42%からなかなか伸びないというようなこともありますので、今ほど御意見の中にもありましたラジオも含めまして、住民に対する広報について、さらなる研究をしていかなければならないだろうというふうに考えております。

それから財政状況をおかげさまで、本当に住民の方々にも我慢していただきましたし、職員も一生懸命努力した結果、実質公債費比率は18%を切りました。今後は借金するにしましても、知事の許可を得ず町長の権限で借金できる18%を切ったということで、比較的やりやすい状況にはなりましたけれども、やはりまだ交付税が今ほど御意見の中にもありました、また5年間にわたりまして4億円減るというようなこともありますので、そうい

うことも含めまして、やはり有効な財政運営をしていくためには、もう少し時間をいただきたいなというふうに思っております。今後ともひとつ御支援のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（林 一郎君） 危機管理室長 越野好則君。

〔危機管理室長 越野好則君 登壇〕

○危機管理室長（越野好則君） 小島議員の再質問にお答えいたします。

先ほど町長が言いましたけれども、私どももラジオ、テレビ、Ｌアラートに関しましては、テレビ、ラジオにつきましてはMR Oがラジオ放送もするかということをしておりますが、今、10月から正式運用ということで、当面は災害重視ということで、この運用はあります。

将来的にはイベント情報とか、そういうものも全部流したいというのが最終計画ということで、国のほうからは聞いております。そういうことも踏まえまして、今後さらなる情報発信の整備関係を検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（林 一郎君） それでは、以上で通告のありました一般質問が全て終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

なお、会議中でございますけれども、昼食のため暫時休憩いたします。

午後1時30分から会議を開きます。

午前12時26分休憩

午後1時30分再開

○議長（林 一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎決算特別委員会の設置

○議長（林 一郎君） お諮りします。認定第1号 平成26年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号 平成26年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定についてまでの認定9件につきましては、6名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議ないものと認めます。したがって、認定第1号から認定第9号までの認定9件は、6名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

◎決算特別委員会委員の選任について

○議長（林 一郎君） ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任は、委員会条例第7条第2項の規定により、議長の指名によることになっておりますので、私のほうより指名いたします。

決算特別委員会の委員に、小島昌治君、金田之治君、柴田 捷君、土上 猛君、久保喜六君、寶達典久君を指名いたします。

決算特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。その互選のため暫時休憩いたします。

午後1時34分休憩

午後1時42分再開

○議長（林 一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、決算特別委員会で互選されました委員長及び副委員長の報告がありましたので、発表いたします。

決算特別委員会委員長、柴田 捷君、副委員長、久保喜六君、以上のとおりであります。

◎委員会付託

○議長（林 一郎君） お諮りいたします。議案第44号から請願第7号までの議案12件、報告1件、請願1件は議案付託表及び請願文書表のとおり、各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第44号から請願第7号までの議案12件、報告1件、請願1件は議案付託表及び請願文書表のとおり各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（林 一郎君） お諮りいたします。委員会審査のため、明9月8日から9月10日

までの3日間を休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議ないものと認めます。したがって、明9月8日から9月10日までの3日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散 会

○議長（林 一郎君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次回は9月11日午後2時から会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでございました。

午後1時44分散会

平成27年9月11日（金曜日）

◎出席議員

2番	寶達典久	8番	北本俊一
3番	久保喜六	9番	金田之治
4番	土上猛	10番	小島昌治
5番	柴田捷	11番	北信幸
6番	林一郎	12番	近岡義治
7番	守田幸則		

◎欠席議員

なし

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	岡田正人
主任	燕啓介

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	津田達
副町長	松浦敏昭
教育長	勝二信隆
総務課長	米谷勇喜
危機管理室長	越野好則
情報推進課長	藤本清司
企画振興課長	近岡和良
企画振興課長 (総合計画担当)	松栄忍
住民課長	松原富美男
税務課長	村井康志

健康福祉課長	村 井 仁 志
こども家庭室長	藤 井 弥 生
農林水産課長	一 家 剛
地域整備課長	谷 川 弘 一
学校教育課長	村 山 敬 一
学校教育課長 (管理指導担当)	荒 井 一 彦
生涯学習課長	安 達 大 治
文化財室長	村 井 伸 行
会計課長	定 免 敏 彦
志雄病院事務局長	高 島 信 夫

◎議事日程

- 日程第1 委員長報告
- 日程第2 委員長報告に対する質疑
- 日程第3 討論
- 日程第4 採決

◎開 議

○議長（林 一郎君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、9月7日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎委員長報告

○議長（林 一郎君） 日程第1 委員長報告を行います。

先に各委員会に付託いたしました案件の審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、病院運営特別委員長 金田之治君。

〔病院運営特別委員長 金田之治君 登壇〕

○病院運営特別委員長（金田之治君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る9月8日に病院運営特別委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、医療機器整備や町内出身者よりの多額な寄附金に係る質疑など活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、案件を慎重に審査した結果、議案2件については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます。病院運営特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（林 一郎君） 次に、教育厚生常任委員長 久保喜六君。

〔教育厚生常任委員長 久保喜六君 登壇〕

○教育厚生常任委員長（久保喜六君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る9月8日に教育厚生常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その

経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、「三世代ファミリー同居・近居促進事業補助金」や「住民基本台帳ネットワークシステム事業」、「宝達中学校図書室に係る警備委託業務」など多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各案件を慎重に審査した結果、議案7件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため、閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも併せて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げて、教育厚生常任委員長報告といたします。

○議長（林 一郎君） 次に、総務産業建設常任委員長 柴田 捷君。

〔総務産業建設常任委員長 柴田 捷君 登壇〕

○総務産業建設常任委員長（柴田 捷君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る9月9日に総務産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表及び請願文書表のとおりであります。

委員会では、「宝達山整備事業費」や「災害対策事務費」、「上水道における県の責任水量」などに関する多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各案件を慎重に審査した結果、議案4件は原案のとおり可決すべきものと決定し、請願第7号は不採択とすべきものと決定いたしました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため、閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも併せて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げまして、総務産業建設常任委員長報告といたします。

○議長（林 一郎君） 以上で委員長報告は終わりました。

◎委員長報告に対する質疑

○議長（林 一郎君） 次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 質疑がないようでございますので、これで委員長報告に対する質疑を終結いたします。

◎討 論

○議長（林 一郎君） これから議案全般にわたっての討論を行います。討論はありませんか。

10番 小島昌治君。

〔10番 小島昌治君 登壇〕

○10番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、本定例会に上程されました議案中、議案第44号 平成27年度一般会計補正予算案と議案第52号 個人情報保護条例の一部改正案の2件に反対します。また、議案第54号の乳幼児・児童及び生徒の医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例案と町民も加わる「はくい革新懇」から提出された請願に賛成し、それぞれ討論を行います。その他のものは賛成いたします。

反対する議案の一般会計補正予算案についての反対理由は、平成26年度の決算により、約4億6,000万円の黒字があったという町長からの報告があり、その約半額を来年度の公債費に充てるための減債基金に2億3,000万円積み立てるという予算案だからであります。わかりやすく言えば、これまでの町の借金を繰り上げて返済しようというものであります。

税金の意義の一つは、所得の再分配機能を果たすことです。その税金で運営されている地方自治体の財政と利潤追求のための企業運営の財政とはその意味が違います。本来、所得の再分配により配分を受けるべき低所得の方々や国民健康保険や介護保険に加入されているの方々など、福祉の制度を利用している方々が少なくとも昨年より豊かになったでしょうか。国が明らかにしている国民の所得状況や福祉制度や税制度の改悪は、決して対前年度比にも達していません。それどころか、年々国民が苦しめられている状況が示されています。町民も同じであります。4億6,000万円は、今苦しんでいる町民の声に応えるための税金であります。ましてや返済計画が既にきちんと立てられて、議会にもその計画の承

認がされている町の借金を、するべきこともしないで余らせた4億6,000万円の半分を使って返済するのは、議会否定にもつながるのではないのでしょうか。

4億6,000万円の使い道は、津幡町で大きく成果を上げた住宅リフォーム助成制度の創設で、不況で苦しむ町の建設土木の業者の方々を豊かにし、税金のアップを図る予算に、そして低所得者が加入する国民健康保険税の税額の引下げと医療費の一部負担金の減額・免除制度の充実の予算に、また、介護保険利用料や保険料の減額と免除の制度の創設の予算にという町民からの要望に応える予算に回すことを提案します。

今回予定されている繰上げ返済の利子分の合計は、7年間で1,100万円です。割り算しますと、1年に平均160万円の効果を7年間続けるために2億3,000万円の町民福祉充実のための予算が使われるとも言えます。あまりにも行き過ぎであります。財政のバランスを欠いた減債基金への支出がメーンの一般会計補正予算案の反対討論といたします。

次に、議案第52号の個人情報保護条例の一部改正案についての反対討論であります。

この条例改正案は、国のいわゆるマイナンバー法の拡大法と個人情報保護法を施行するための改正案であります。

今年、マイナンバー法で管理する情報範囲を、金融機関の預貯金口座や健康診断情報などにマイナンバーとの連結にまで拡大する法案が出されていきました。しかし、今年6月の年金情報流出が発覚し、国民の不安が高まっています。年金情報流出問題は、ひとたび漏えいすれば大きな被害をもたらすことを示しました。年金にとどまらず、さまざまな個人情報を連結するマイナンバーの危険性は明らかです。政府は再発防止策をとっているといっても、対策は漏えい対策にとどまっており、外部委託の拡大など個人情報保護に逆行する業務運営など、根本要因はそのままの状態であります。マイナンバーの実施も利用拡大もきっぱり中止、撤回する立場で反対するものであります。

次に、議案第54号の乳幼児、児童生徒の医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例についての賛成討論を行います。

この条例改正は、宝達志水町に住む18歳以下の子どもたちが病院にかかると、一旦病院に医療費を支払わなければならない、その医療費の償還を求めて手続のために親が仕事を休んだりしなければならなかった大変さからの解放や、所得や貯蓄の少ない若い御夫婦が給料日前の夜中の子どもの発熱に対して安心して受診できるなど、町の多くの子育て世帯を勇気づけています。町の少子化を解決する一助になるようホームページも使い、内外に大きく宣伝する必要があります。

最後に、「平和安全法制」2法案に反対する政府への意見書の提出を求める請願についての賛成討論を行います。

来週9月16日、今日から5日後になりますが、いわゆる「戦争法案」が参議院で強行採決されるという状況にあります。私は、町議会で6月議会のと時からこの戦争法案廃案の町民の方々の声を紹介してきました。また、戦争法案に反対する1万6,000人を超える学者の会や100を超える大学での戦争法案反対の集会の存在、元自民党の幹事長や総裁、元公明党の運輸大臣や元内閣法制局長官や元最高裁判事や元最高裁長官の保守政治を担ってきた重鎮の方々の「戦争法案は憲法違反」という声明を紹介してきました。また、どの子も殺させないとの思いで組織されているママの会の存在、宗教者の団体の反対声明、そしてシールズという若者の会の戦争法案反対の運動を紹介してきました。

この「戦争法案」反対の運動は、燎原の火のように広がっています。そしてその広がりの特徴は、「憲法に基づく国をつくる」という一過性でない運動に発展してきています。政府は、戦争法案を通過させたら、国民はおとなしくなるとたかをくくっているようですが、そうはならないでしょう。シールズの方々が「この戦争法案に反対しないことは、賛成と同じ意味を持つ」、「就職試験に不利じゃないかと言われるが、就職は大事だが、この戦争法案が施行されたら、私の未来はない」と言って運動していることから明らかであります。戦争法案反対の明確な意思表示を各議員に願い、戦争法案反対の政府への意見書を提出できることを願い、討論を終わるものであります。

以上。

○議長（林 一郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（林 一郎君） これより採決に入ります。

議案第44号 平成27年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第44号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立多数です。したがって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第45号 平成27年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から議案第48号 平成27年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第1号）までの議案4件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第45号から議案第48号までの議案4件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第45号から議案第48号までの議案4件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第49号 平成27年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第1号）から議案第51号 平成27年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第1号）までの議案3件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第49号から議案第51号までの議案3件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第49号から議案第51号までの議案3件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第52号 宝達志水町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第52号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立多数です。したがって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第53号 宝達志水町手数料条例の一部を改正する条例についてから議案第55号 宝達志水町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例についてまでの議案3件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第53号から議案第55号までの議案3件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第53号から議案第55号までの議案3件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、報告第13号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率等については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による報告でありますので、御賢察の上、御了承願います。

○議長（林 一郎君） 次に、請願第7号 「平和安全法制」2法案に反対する意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この表決は起立により行います。

本請願に対する委員長の報告は不採択です。請願第7号は採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立少数です。したがって、請願第7号は不採択と決定いたしました。

◎各常任委員会、議会運営委員会及び決算特別委員会の閉会中の継続調査及び継続審査

○議長（林 一郎君） 次に、各委員会の閉会中の継続調査及び継続審査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び決算特別委員長から、会議規則第75条の規定によって、各委員会の所管事務及び所掌事務調査並びに付託審査のため、閉会中の継続調査及び継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長及び決算特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査及び継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、各常任委員長、議会運営委員長及び決算特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査及び継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉議・閉会

○議長（林 一郎君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成27年第3回定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後2時25分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 林 一 郎

署名議員 土 上 猛

署名議員 久 保 喜 六